

10. イラク

国連安保理決議 687（大量破壊兵器の廃棄等に関する部分抜粋）

〔仮訳〕

C

7. イラクに対し、1925年6月17日にジュネーヴにおいて署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関するジュネーヴ議定書の下での義務を無条件に再確認し、1972年4月10日の細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約を批准することを慫慂する。
8. イラクが、次に掲げるものの国際的監視の下での破壊、撤去又は無害化を無条件に受け入れることを決定する。
 - (a) すべての化学兵器及び生物兵器並びにすべての化学剤及び生物剤の在庫並びにすべての関連補助装置及び構成部分並びにそれらのすべての研究、開発、支援及び製造のための施設。
 - (b) 射程距離150キロメートルを超えるすべての弾道ミサイル、関連する主要部品並びにそれらの修理及び生産のための施設。
9. 主文8の履行のため、次のとおり決定する。
 - (a) イラクは、この決議の採択15日以内に、主文8に定めるすべてのものの所在地、数量、種類に関する申告書を事務総長に提出し、以下に定める緊急実地査察に合意する。
 - (b) 事務総長は、適当な政府及び、適当な場合には、世界保健機関事務局長と協議して、この決議の採択後45日以内に、安全保障理事会の承認を得るために、当該承認の後45日以内に以下の行動の完了を求める計画を作成し、同理事会に提出する。
 - (i) イラクの生物兵器、化学兵器及びミサイルに係る能力の即時に現地査察を実施する特別委員会の設置（このような査察は、イラクによる申告又は特別委員会自体による追加的所在地の指定に基づいて行われる。）
 - (ii) 主文8（a）に定めるすべてのもの（主文9の（b）（i）の下で特別委員会により指定される追加的所在地にあるものを含む。）を、公共の安全の必要性を考慮しつつ、破壊、撤去又は無害化するため、イラクがその所有権を特別委員会に譲渡すること、及び、主文8（b）に定めるミサイルに係るあらゆる能力（発射装置を含む。）を特別委員会の監督の下にイラクが破壊すること
 - (iii) 主文12及び13において要請されている国際原子力機関の事務局長に対する特別委員会による援助及び協力の提供
10. イラクが主文8及び9に定めるいかなるものの使用、開発、建設又は取得も行わないことを無条件に約束することを決定し、事務総長に対し、特別委員会と協議

して、イラクによるこの規定の遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画を作成し、この決議の採択の後120日以内に安全保障理事会の承認を得るために同理事会に提出するよう要請する。

11. イラクに対し、1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下での義務を無条件に再確認するよう慫慂する。

12. イラクが核兵器、核兵器に利用可能な物質、核兵器のいかなる補助装置若しくは構成部分又はこれらに関係するいかなる研究、開発、支援若しくは製造のための施設の取得又は開発も行わないことに無条件に同意すること、イラクがこの決議の採択の日から15日以内に、上に掲げるすべてのものの所在地、数量及び種類に関する申告書を事務総長及び国際原子力機関の事務局長に提出すること、イラクが自己の核兵器に利用可能なすべての物質を主文9(b)にいう事務総長の計画において定められる特別委員会の援助と協力の下での保管及び撤去のために国際原子力機関による専管的管理の下に置くこと、イラクが主文13に定めるアレンジメントに従って緊急現地査察及び上に掲げるすべてのものを時宜により破壊、撤去又は無害化することを受け入れること、及び、イラクが主文13に定めるイラクによるこれらの約束の遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画を受け入れることを決定する。

13. 主文9(b)にいう事務総長の計画において定められる特別委員会の援助と協力の下で、イラクの申告及び特別委員会による追加的な所在地の指定に基づいて、イラクの核兵器に係る能力を即時に現地査察を実施すること、主文12に掲げるすべてのものを時宜により破壊、撤去又は無害化することを求める安全保障理事会に提出するための計画を45日以内に作成すること、同計画を安全保障理事会による承認の日から45日以内に実施すること、及び1968年7月1日の核兵器の不拡散に関する条約の下でのイラクの権利及び義務に留意しつつ、主文12のイラクによる遵守を将来にわたって継続的に監視し及び検証するための計画（国際原子力機関の保障措置がイラクのすべての関連原子力活動に適用されることを確認するための同機関の検証及び査察の対象となるイラクのすべての核物質の一覧表を含む。）を作成し、この決議の採択の日から120日以内に安全保障理事会による承認を求めるため同理事会に提出することを、事務総長を通じて、国際原子力機関の事務局長に対して要請する。

14. この決議の主文8、9、10、11、12、及び13においてイラクによりとられることとなっている行動は、大量破壊兵器及びその運搬のためのすべてのミサイルが禁止される地帯を中東において確立するという目標及び化学兵器の世界的な禁止という目的に向けての措置となることに留意する。

国連安保理決議1441

[仮訳]

安全保障理事会は、

従前のすべての関連する決議、特に1990年8月6日の決議661(1990)、1990年11月29日の決議678(1990)、1991年3月2日の決議686(1991)、1991年4月3日の決議687(1991)、1991年4月5日の決議688(1991)、1991年8月15日の決議707(1991)、1991年10月11日の決議715(1991)、1995年4月14日の決議986(1995)及び1999年12月17日の決議1284(1999)並びにすべての関連する同理事会議長声明を想起し、

また、2001年11月29日の決議1382(2001)及びそれを完全に実施する同理事会の意思を想起し、

イラクによる同理事会決議の不履行並びに大量破壊兵器及び長距離ミサイルの拡散が国際の平和及び安全に与える脅威を認識し、

決議678(1990)は、1990年8月2日の決議660(1990)及び決議660(1990)に続くすべての関連する決議を支持及び履行するために、並びに同地域における国際の平和及び安全を回復するために、加盟国に対しあらゆる必要な手段をとる権限を与えたことを想起し、

さらに、決議687(1991)は、同地域における国際の平和及び安全の回復という同決議に規定されている目的を達成するために必要な措置として、イラクに対し義務を課したことを想起し、

決議687(1991)により要請されているように、大量破壊兵器及び射程距離150キロメートルを超える弾道ミサイルの開発計画のすべての側面、並びにそのような兵器、それらの構成部分、及び生産施設の保有状況とその所在地並びに核兵器に利用可能な物資に関連のない目的のためであるとイラクが主張するあらゆるものを含むその他すべての核兵器計画に関する、正確で、十分な、最終的かつ完全な開示をイラクがこれまでに行っていない事実を憂慮し、

さらに、イラクが、国際連合特別委員会(UNSCOM)及び国際原子力機関(IAEA)により指定された場所への即時、無条件かつ無制限の立ち入りを繰り返し妨害し、決議687(1991)で要請されているような、UNSCOM及びIAEAの兵器査察官に対し十分かつ無条件に協力せず、最終的には1998年にUNSCOM

M及びIAEAに対するすべての協力を停止したことを憂慮し、

イラクがUNSCOMの後継組織として決議1284（1999）により設立された国際連合監視検証査察委員会（UNMOVIC）、及びIAEAに対し無条件かつ無制限の立ち入りを認めるよう同理事会が繰り返し要請したにもかかわらず、関連する決議で要請されているような大量破壊兵器及び弾道ミサイルの国際的な監視、査察及び検証が、1998年12月以降イラクにおいてなされていないことを憂慮し、また、その結果としての同地域における危機の長期化及びイラク国民の苦しみを遺憾とし、

また、テロに関しては決議687（1991）、イラク市民の抑圧を終了し、イラクで援助を必要としているすべての人々への国際的な人道機関によるアクセスを付与することについては決議688（1991）、並びにイラクにより不当に拘留されたクウェイト及び第三国民を帰還させる若しくは行方の判明に協力するため、またはイラクにより不当に奪われたクウェイトの財産を返還することについては決議686（1991）、決議687（1991）及び決議1284（1999）に基づくコミットメントをイラク政府が遵守しなかったことを憂慮し、

同理事会の決議687（1991）において、同理事会は、停戦が、同決議中のイラクに対する義務を含む同決議の諸規定のイラクによる受諾に基づくことを宣言したことを想起し、

イラクにより決議687（1991）及びその他の関連する決議に基づく義務が、無条件かつ無制限に、完全かつ即時に履行されることを確保することを決意し、また、同理事会の決議はイラクの履行を判断する基準を構成することを想起し、

特別委員会の後継組織としてのUNMOVIC、及びIAEAの効果的な活動は、決議687（1991）及びその他の関連する決議の実施のために不可欠であることを想起し、

2002年9月16日付イラク外相発事務総長宛書簡は、関連する同理事会の決議のイラクによる継続的な不履行を修正するための必要な第一歩であることに留意し、

さらに、UNMOVIC及びIAEAによるイラクにおける査察の再開のための前提条件であるウィーンでの会合のフォローアップとしての実施取り決めを示す2002年10月8日付UNMOVIC委員長及びIAEA事務局長発イラク政府アル・サーディ中将宛書簡に留意し、また、同書簡において示された取り決めに対する確認がイラク政府より行われていないことに対し最も重大な懸念を示し、

イラク、クウェイト及び近隣諸国の主権及び領土保全に対するすべての加盟国のコ

ミットメントを再確認し、

この点に関し、事務総長並びにアラブ連盟諸国及び同事務総長の努力を賞讃し、

同理事会の決定の完全な履行を確保することを決意し、

国際連合憲章第7章の下に行動し、

1. イラクは、特に国際連合査察団及びIAEAに対する協力及び決議687（1991）のパラグラフ8から13に基づき要請されている行動の完了を怠っていることにより、決議687（1991）を含む関連する決議に基づく義務の重大な違反をこれまでも犯した依然として犯していることを決定する。
2. 上記のパラグラフ1を認識しつつ、イラクに対し、この決議により、同理事会の関連の決議の下での武装解除の義務を遵守する最後の機会を与えることを決定し、その結果、決議687（1991）及びその後の同理事会の関連の決議により設置された武装解除プロセスを完全かつ検証可能な形で完了する目的のために、強化された査察体制を構築することを決定する。
3. イラク政府は、UNMOVIC、IAEA及び同理事会に対し、その武装解除の義務の履行を開始するために、既に求められている年二回の申告書の提出に加え、この決議の採択の日から30日以内に、化学、生物及び核兵器、弾道ミサイル並びに無人飛翔体及び航空機搭載用散布手段等その他の輸送手段の開発計画（そのような兵器、構成部分、副構成部分、剤の在庫並びに関連物資及び機材のすべての保有状況及び正確な所在地、その研究、開発及び生産施設の所在地及び作業、並びにイラクが兵器の生産または物資に関連のない目的のためであると主張するあらゆるものを含むその他のすべての化学、生物、核計画を含む。）のすべての側面に関する現時点における正確、十分かつ完全な申告書を提供することを決定する。
4. この決議に基づきイラクより提出された申告書における虚偽の供述または省略並びにいかなる時点においてであれイラクがこの決議の履行及び実施のための完全な協力を行わないことは、イラクの義務の更なる重大な違反を構成し、下記のパラグラフ11及び12に従い、評価のために同理事会に報告されることを決定する。
5. イラクは、UNMOVIC及びIAEAに対し、UNMOVIC及びIAEAが査察を希望する地下を含むすべての地域、施設、建物、機材、記録及び輸送手段への即時、円滑、無条件かつ無制限のアクセスを付与すること、並びにUNMOVICまたはIAEAが会見を希望するすべての政府職員及びその他の者に対し、UNMOVICまたはIAEAがそのいずれかの権限に基づき選択する態様または場所において、即時、円滑、無制限かつ余人を交えないでアクセスを付与することを決

定し、さらに、UNMOVIC及びIAEAは、その裁量でイラクの内外において会見を行い、会見対象者及び家族のイラク国外への移動を容易にし、並びにUNMOVIC及びIAEAの独自の裁量で、その会見がイラク政府からの監視者の同席なしに行うことができることを決定し、また、この決議の採択の日から45日以内に査察を再開し、その日から60日以内に同理事会に報告することをUNMOVICに対し指示し、IAEAに対し要請する。

6. この決議に附属されている2002年10月8日付のUNMOVIC委員長及びIAEA事務局長発イラク政府のアル・サーディ中將宛書簡を承認し、同書簡の内容がイラクを拘束することを決定する。

7. さらに、UNMOVIC及びIAEAのプレゼンスに対するイラクによる長期にわたる中断に鑑み、またこれらの機関がこの決議及びこれまでの全ての関連する決議に規定された任務を遂行するために、これまでの了解にかかわらず、同理事会はこれらの機関のイラクにおける作業を円滑にするために、ここに、次のとおり改訂または追加された権限を定め、これらがイラクを拘束することを決定する。

—UNMOVIC及びIAEAは、査察団の構成を決定し、同査察団が参加可能なもののうち最も能力を有し経験の豊かな専門家により構成されることを確保する。
—すべてのUNMOVIC及びIAEAの要員は、国際連合の特権及び免除に関する協定及びIAEAの特権及び免除に関する協定において与えられている特権免除を享受する。

—UNMOVIC及びIAEAは、イラクに出入国する無制限の権利、査察場所への自由、無制限かつ即時に出入りする権利及び決議1154（1998）の規定にかかわらず、その他の場所と同様の大統領関連施設への即時、円滑、無条件かつ無制限のアクセスを含むいかなる場所及び建物への査察を行う権利を有する。

—UNMOVIC及びIAEAは、イラクより、イラクの化学、生物、核及び弾道ミサイルの計画に現在及びこれまでにかかわったすべての者並びに関連する研究、開発及び生産施設の名称を提供される権利を有する。

—UNMOVIC及びIAEAの施設の安全は、十分な国連の警護要員により確保される。

—UNMOVIC及びIAEAは、査察すべき場所を凍結する目的のために、査察されている場所において何も変更されず、何も持ち出されないように、イラクが陸上及び空中の移動を停止する周辺地域及び移動回廊を含む、排除区域を宣言する権利を有する。

—UNMOVIC及びIAEAは、有人及び無人偵察機を含む固定及び回転翼航空機を自由かつ無制限に使用し着陸させる。

—UNMOVIC及びIAEAは、独自の裁量で、すべての禁止された兵器、補助装置、構成部分、記録、資材及びその他の関連品目を撤去、破壊及び無害化する権利、並びにその生産のためのいかなる施設または機材も押収または閉鎖する権利を有する。

－UNMOVIC及びIAEAは、UNMOVIC及びIAEAの要員または公的若しくは私的な荷物の検査を受けることなく、査察のための機材や物資を自由に輸入し使用する権利、及び査察の間に入手したいかなる機材、物資、書類も押収し輸出する権利を有する。

8. さらに、イラクが、同理事会決議を支持するために行動している国連またはIAEAまたはいかなる加盟国のいかなる代表または職員に向けて敵対行為をとりまたはその威嚇を行ってはならないことを決定する。

9. 事務総長に対し、イラクを拘束するこの決議をイラクに即時に通報することを要請し、その通報から7日以内に、イラクがこの決議を完全に履行する意図があることを確認することを要求し、また、イラクがUNMOVIC及びIAEAに即時、無条件かつ積極的に協力することを要求する。

10. すべての加盟国が、UNMOVIC及びIAEAに対し、その権限の執行において、禁止品目を取得しようとする1998年以降のイラクの企てに関することを含む禁止された計画またはその他のUNMOVIC及びIAEAの権限の側面に關わるすべての情報を提供することにより、並びに査察すべき場所、会見すべき人物、その会見の条件及び収集すべき情報に関して勧告を行うことにより、十分な支援を提供することを要請する。その支援の結果はUNMOVIC及びIAEAにより安保理へ報告されなければならない。

11. UNMOVIC委員長及びIAEA事務局長に対し、査察活動に対するイラクのいかなる妨害、及びこの決議の下での査察に関する諸義務を含む、武装解除の義務についてのイラクのいかなる不履行も直ちに同理事会に報告することを指示する。

12. 国際の平和及び安全を確保するために、情勢及び関連する同理事会決議のすべての完全な履行の必要性を検討するため、上記のパラグラフ4または11による報告を受けて即時に会合することを決定する。

13. その文脈において、同理事会がイラクはその継続的な義務違反の結果、深刻な結果に直面すると繰り返し警告してきていることを想起する。

14. この問題に引き続き関与することを決定する。

UNSCOM/UNMOVIC報告による主なイラクの大量破壊兵器疑惑

UNSCOMによる査察活動(1991～1998年)を取りまとめた報告で指摘された多数の疑惑は、UNMOVICによる査察活動(2002年11月～2003年3月)においてもほとんど解明されなかった。更に、イラクが安保理決議違反ではないと主張していたアルサムード2ミサイルの射程距離が、安保理決議に違反していると認定された。

1. 化学兵器

品目	UNSCOM報告			UNMOVIC報告
	イラクの自己申告した生産(取得)量等	廃棄実績等	評価(残る主要な疑惑)	評価
化学兵器弾薬(砲弾等)	約56000発 (湾岸戦争以後にUNSCOMにより確認された保有量)	約40000発 (UNSCOM監視下で廃棄)	約900発 (約15000発が通常兵器に転用されたことは確認)	・300個～350個のR-400砲弾、550発のマスタード砲弾が行方不明
化学剤: マスタード、 サリン、タブン等	約3860トン	411トン (UNSCOM監視下で廃棄)	イラクは、大量の化学兵器(化学剤や弾薬)を一方向的に廃棄したと主張しているが、根拠文書等がなく、検証されていない。	・6526発の空中投下爆弾(化学剤約1000トンに相当)に関する行方が不明。(主にマスタード、更にサリン、タブン) ・湾岸戦争中破壊されたとする160個の空中投下爆弾(サリン)については疑問が残る。また、イラクがサリン類の生産能力を有する可能性あり。 ・イラクはタブン30トンを廃棄したと申告したが、残存の可能性あり。 ・廃棄量については検証が出来ていない。
VX	3.9トン	1.5トン (イラク申告量)	2.4トン以上が未確認	・VXの主要な前駆物質の計量に重大な不一致が存在。 ・タブン、ソマン等の前駆物質の申告、説明が不十分。
化学剤前駆物質 (※前駆物質とは、 化学反応において 目的とする生成物 の前段階にある一 連の物質)	約3920トン	2610トン (UNSCOM監視下で廃棄)	約1300トン以下 (イラクが湾岸戦争で破壊、または一方向的に廃棄したと申告したものの量は未確認)	

2. 生物兵器

品目	UNSCOM報告		UNMOVIC報告
	イラクの自己申告した生産(取得)量等	評価(残る主要な疑惑)	評価
ボツリヌス毒素	約19000リットル	約19000リットル以上 (申告の裏付けがなく、申告量の2倍は生産されたと考えられる。また、イラクが一方向的に廃棄したとする数量は確認できない。)	・イラクは、生産されたボツリヌス毒素の合計は、19000リットルと申告しているが、UNSCOMは量が確認出来ず少なくともその2倍を生産することも可能であったとしている。 ・アル・フセインミサイルの弾頭及びR-400砲弾に充填されたことに疑問はないが、実際の数値は不明。
炭疽菌	約8400リットル	約8400リットル以上 (申告の裏付けがなく、申告量の3倍は生産されたと考えられる。また、イラクが一方向的に廃棄したとする数量は確認できない。)	・イラクは炭疽菌の合計生産量を8445リットルと申告しているが、更に湾岸戦争中に7000リットル生産したとの情報がある。 ・約10000リットルの炭疽菌が廃棄されず残っていると考えられる。
アフラトキシン	2200リットル	2200リットル以下 (申告の裏付けがなく、申告量は生産できなかったと考えられる。また、イラクが一方向的に廃棄したとする数量は確認できない。)	・イラクの申告によれば、2200～2390リットルのアフラトキシンを製造したとされるが、記録が無く確認できない。
生物兵器弾薬(爆弾等)	225発	157発以上 (イラクが一方向的に廃棄したとする数量は確認できない。)	・検証可能な情報不足のため、イラクの申告を検証できない。

3. 弾道ミサイル

品目	UNSCOM報告			UNMOVIC報告
	イラク申告量 (湾岸戦争以後の保有量)	廃棄実績等	評価(残る主要な疑惑)	評価と廃棄実績
スカッドミサイル	819基	817基 (UNSCOMにより使用・廃棄を確認)	2基所在不明	・UNSCOMは819基のうち2基を除き、使用・廃棄が確認出来たと報告したが、14基の使用について確認出来ない。 ・弾頭約50発についても廃棄が確認出来ない。
その他のミサイル			イラクのミサイル計画は、湾岸戦争とその後の査察で打撃を受けたが、ミサイルの製造計画をあきらめていないと見られる。	・アル・サムード2ミサイルについては、評価の結果、射程距離が1500kmを超え安保理決議違反と認定。保有81基のうち66基を廃棄。(その他、ミサイルエンジン、発射台等も廃棄)
生物・化学兵器用特殊弾頭	75発	30発 (UNSCOM監視下で廃棄)	45発 (イラクが一方向的に廃棄したと申告した数量が未確認)	・申告数が何度も変わっており、信頼性に疑問あり。
ミサイル推進剤(燃料等)	約4120トン	約3170トン以下 (UNSCOMにより使用・廃棄を確認)	500トン以上 (イラクが一方向的に廃棄したと申告した数量が未確認)	・スカッドミサイルの液体燃料の廃棄等について確認できない。

内閣総理大臣談話「イラク問題に関する対応について」

平成15年3月20日

閣議決定

我が国は、今日の国際社会において、大量破壊兵器の拡散を防止することが我が国を含む国際社会全体の平和と安全にとって極めて重要であると考えます。我が国を取り巻くアジア地域も、大量破壊兵器の拡散問題と決して無縁ではありません。

我が国は、これまで一貫して、イラクの大量破壊兵器の問題については、国際協調の下に平和的解決を目指し、独自の外交努力を続けてまいりました。しかしながら、イラクは、12年間にわたり、17本に及ぶ国連安保理決議に違反し続けてきました。イラクは、国際社会が与えた平和的解決の機会を一切活かそうとせず、最後の最後まで国際社会の真摯な努力に応えようとしませんでした。

このような認識の下で、我が国は、我が国自身の国益を踏まえ、かつ国際社会の責任ある一員として、我が国の同盟国である米国をはじめとする国々によるこの度のイラクに対する武力行使を支持します。

我が国は、戦闘が一刻も早く、しかも国際社会に対するイラクの脅威を取り除く形で、終結することを心から望んでいます。イラクが一日も早く再建され、人々が自由で豊かな社会の中で暮らして行けるよう、国際社会がイラクの復旧・復興のための支援を行っていくことが重要だと考えます。我が国は、イラク及びその周辺地域の平和と安定の回復が我が国にとっても重要であるとの認識に立って、積極的な対応を行ってまいります。

政府としては、必要な施策を効果的かつ迅速に遂行し対応に万全を期すことができるよう、的確な情勢把握と国民に対する十分な情報提供に努めます。

- 1 我が国は、以上のような考え方に立って、緊急に対応すべきものとして、次に掲げる対処方針を決定いたしました。

第一に、イラクとその周辺における邦人の安全確保のために万全の措置を講じてまいります。

第二に、国内重要施設、在日米軍施設、各国公館の警戒警備等、国内における警戒態勢の強化・徹底を図ります。

第三に、我が国関係船舶の航行の安全を確保するため所要の措置を講じてまいります。

第四に、原油の安定供給をはじめ、世界及び我が国の経済システムに混乱が生

じないよう、関係国と協調し、状況の変化に対応して適切な措置を講じてまいります。

第五に、被災民の発生に応じ、国際機関及びNGOを通じた支援、並びに周辺国に対する国際平和協力法に基づく自衛隊機等による人道物資の輸送等の支援を含め、緊急人道支援を行います。

- 2 我が国は、今後の事態の推移を見守りつつ、次に掲げる措置を検討することを決定いたしました。

第一に、今回の武力行使によって経済的影響を受けるイラク周辺地域に対して、影響を緩和するための支援を行います。

第二に、イラクにおける大量破壊兵器等の処理、海上における遺棄機雷の処理、復旧・復興支援や人道支援等のための所要の措置を講じてまいります。

- 3 併せて、我が国は、アフガニスタン等におけるテロとの闘いを継続する諸外国の軍隊等に対し、テロ対策特措法に基づく支援を継続・強化します。

国民の皆様のご理解とご協力を切にお願いいたします。